

## 第5回外来生物対策のあり方検討会 議事録

1. 日時 令和3年8月6日(火) 14:00~15:30
2. 方法 Web会議形式
3. 出席者(敬称略)

(座長) 石井 実

(委員) 秋田 直也 磯崎 博司

五箇 公一 竹内 正彦

田中 信行 中井 克樹

早川 泰弘

(環境省) 奥田自然環境局長

松本大臣官房審議官

関谷総務課長

谷貝総務課長補佐

則久野生生物課長

立田野生生物課長補佐

大林外来生物対策室長

水崎外来生物対策室長補佐

(農林水産省) 三浦大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室課長補佐

森大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室係長

谷合農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長補佐

後藤消費・安全局植物防疫課長補佐

中西消費・安全局植物防疫課長補佐

(水産庁) 丸山漁場資源課漁業監督指導官

(国土交通省) 大上総合政策局環境政策課係長

渡邊港湾局総務課長補佐

## 4. 議事

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまより第5回外来生物対策のあり方検討会を開催いたします。

事務局を務めさせていただきます自然環境研究センターの邑井と申します。よろしくお

願いたします。

まず、検討会の開催に当たりまして、環境省自然環境局の松本審議官より御挨拶いただきます。

【環境省（松本）】 皆さん、こんにちは。環境省の審議官の松本でございます。本日は、何と27都県で熱中症警戒アラートが出ているということで、日本の気候の亜熱帯化が進んでいる、そんな猛暑の中ですけれども、また、大変御多忙の中、この第5回外来生物対策のあり方検討会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これまで4回、検討会をやってまいりましたが、事業者の方々、自然保護団体の方々、そして専門家の方々、様々なお立場の方々から多くの示唆をいただきながら、委員の皆様に議論を深めていただきました。また、前回以降は、各委員の皆様から丁寧に検討会の提言（案）について御確認いただき、コメントも多々賜りました。本日は、そうした御指摘を踏まえた提言（案）を改めて御議論いただきましてファイナライズをお願いできればと考えております。

なお、本日の第5回をもってこの検討会は終了させていただく予定としておりますけれども、最後まで忌憚なく御意見賜りますよう、本日どうぞよろしく願いたします。ありがとうございます。

【事務局】 ありがとうございます。続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。事務局より御所属とお名前を読み上げさせていただきます。

神戸大学大学院海事科学研究科准教授の秋田委員。

大阪府立大学名誉教授、石井委員。

岩手大学名誉教授、磯崎委員。

国立環境研究所生態リスク評価対策研究室長、五箇委員。

農業・食品産業技術総合研究機構動物行動管理グループ領域長補佐兼グループ長補佐、竹内委員。

元東京農業大学教授、現環境コンサルタントENVIの田中委員。

滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員の中井委員。

日本植物防疫協会理事長の早川委員。

以上、8名全員に本日は御出席いただいております。

また、石井委員には座長をお務めいただいております。

また、環境省の出席者に一部御異動がありましたので御紹介いたします。

自然環境局の則久雅司野生生物課長でございます。

【環境省（則久）】 皆様、則久と申します。よろしくお願いいたします。8月1日付で野生生物課長を拝命いたしました。この外来生物対策との関係でいいましても、外来生物法を制定したときのチームにおりまして、それ以来となりますけれども、今回はこの検討会として最後の取りまとめの段階でございますが、議論に参加させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。その他の出席者につきましては、個別の御紹介は省略させていただきますが、環境省、農林水産省、オブザーバーとして国土交通省、事務局として自然環境研究センターが出席しております。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議形式で開催させていただいております。本日の会議では、回線の事情により、マイクとカメラは発言のときのみオンにさせていただき、それ以外は原則としてオフにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言を希望される場合には、お名前の横に表示される挙手ボタンを押していただき、座長の指名がありましたら御発言いただきますようお願いいたします。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。参加者の皆様には、資料1から2までを統合したPDFファイルと参考資料1から7までを統合した2つのPDFファイルを事前に配付させていただいております。それぞれのファイルごとに通しページを振っており、資料番号ごとにPDF上の「しおり」の機能をつけてあります。画面上では資料の表示はいたしませんので、お手元で御確認いただけますようお願いいたします。

なお、本日の会議は、事前に一般傍聴者を募り、申込みをされた方にはオンラインで傍聴いただいております。また、議事録につきましては、後日、出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを公開させていただきますので、御承知おきください。

それでは、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと思います。石井座長、よろしくお願いいたします。

【石井座長】 皆さん、こんにちは。石井でございます。1月から検討してまいりました外来生物対策の今後のあり方に関する議論でございますけれども、先ほど松本審議官の御挨拶にもありましたように、今回がいよいよ最終回ということになります。提言（案）を取りまとめるということになるわけでございますけれども、今回も委員の皆様には活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、議事(1)外来生物対策の今後のあり方に関する提言

(案)についてに入りたいと思います。環境省の水崎補佐ですね。よろしくお願ひいたします。

【環境省（水崎）】 （資料1、2について説明）

【石井座長】 御説明どうもありがとうございました。前回、あるいは前々回、そして前回からこれまでの間にも委員から御意見をいただいていますけれども、それらの委員の皆さんの御意見を踏まえて提言（案）をこのように修文してみたということでございます。かなり長いのですが、少しずつ切りながら御議論いただきたいと思います。

では、申し訳ありませんけれども、4ページに戻ってください。資料1ということで、これは概要版ですね。1枚物になっているのですが、「外来生物対策の今後のあり方に関する提言（案）」ということでまとめてあります。これは2度ほど見ていただいて、それを踏まえたものですが、まずこの部分について意見交換したいと思います。

それでは、委員の皆さん、挙手ボタンで発言のある方は意思を示していただければと思います。いかがでしょう。

今の時点では特にないでしょうか。前回、「検討」というのはなじまないかもしれないということで、それを外していただいたりしていますけれども、どうしても「検討」という言葉が必要な部分だけ、私が見たところ3か所残っていますけれども、これはこれでいいのかなと思っています。では、特になければ本文のほうに行きたいと思いません。概要版につきましては、当然ですけど、本体が変わると変わりますので、また戻ってきます。

それでは、前に進みまして資料2です。5ページから始まります。6ページが目次、7ページから「はじめに」が始まりますけれども、では、7から10ページまで、1の「はじめに」の部分について御議論いただければと思います。今日は資料を工夫していただきまして、左側に行番号を通してつけていただいております。最終回ということでもありますので、委員の皆様には発言の際に、何行目について、このように修文してほしいというふうな具体的な意見を述べていただくと大変助かります。

それでは、「はじめに」の部分、目次の部分も含めて結構ですが、御意見をいただければと思います。お気づきの点、ございますでしょうか。中井委員、よろしくお願ひします。

【中井委員】 よろしくお願ひします。9ページ、143行目になりますが、「4つの外来種」とありますけれども、数え方として、この場合は「4つ」でいいんでしょうか。ほか

と比べて違和感がちょっとあります。特定外来生物の場合は4種とか4種類という数え方があったと思うのですが、ここではあくまで総務省の資料の取扱いということで「4つ」という言い方でいいのかどうかという確認です。

【石井座長】 分かりました。まとめて聞きましょうか。五箇委員、挙手されていますね。

【中井委員】 もう1つあります。あと、148行目から後ですけれども、よく分かりにくい部分が1か所あります。148行目から149行目にかけて、「ヒアリが発見された際の初動に際して大きな役割を果たしている地方公共団体において」というのは、特定の地方公共団体の中で、実際に役割を果たしてきている地方自治体に関する記述と読めてしまうのですが、これは恐らく実際には、「初動体制で地方公共団体は大きな役割を果たすことが期待されている」という意味での文面だと思うので、表現を改めたほうがいいかなと思いました。書きぶりは任せます。

【石井座長】 分かりました。今回はそういう書きぶりの部分のご指摘も結構だと思います。

五箇委員、お願いします。

【五箇委員】 私も細かいところですが、8ページ、112行目、「今後とも」とある、この「と」は要らないのではないかと。「今後も我が国に既に侵入したか、又は侵入しようとしている」という部分については、「我が国に既に侵入している、もしくは侵入のおそれがある生物について」という書きぶりのほうがしっくりくるのではないかと思います。

あと、115行目、その下になりますけれども、「特定外来生物かどうかという点にとらわれ過ぎることなく」というのは非常に回りくどいので、「特定外来生物に指定されている、されていないにかかわらず」という文言に変えていただいたほうがよろしいかと思えます。

以上です。

【石井座長】 分かりました。ほかの委員の皆さん、この「はじめに」の部分で何かございますでしょうか。

では、今の部分ですけれども、4つほどあったと思います。水崎補佐、いかがでしょう。

【環境省（水崎）】 五箇委員、中井委員、ありがとうございます。まず、中井委員の2

つの御指摘ですけれども、いずれも政策評価で記載されている文言から引っ張ってきておきますので、こちらについては、そのままとさせていただければと考えてございます。

また、五箇委員の8ページ目の112行目と115行目は、もう一度確認させていただきますと、112行目が、「今後とも」を「今後も」という形ですね。「今後も我が国に既に侵入したか、もしくは侵入のおそれがある生物について」というところと、115行目「特定外来生物に指定されている、されていないにかかわらず、地域ごとの」という御指摘と認識しておりますけれども、御指摘のとおり修正させていただければと考えております。

【石井座長】 ということで、中井委員、五箇委員、よろしいでしょうか。

【五箇委員】 はい、結構です。

【石井座長】 では、この「はじめに」の部分、ほかの御意見のある方はおられますでしょうか。

よろしければ先に進ませていただければと思います。このように少しずつ切っていくと思いますので、よろしくをお願いします。

では、10ページの183行目から始まる「外来種対策をめぐる現状と課題」の部分ですけれども、まず(1)に限定していきましようか。184行目から「(1)特定外来生物の指定に関する現状と課題」が始まります。この部分が12ページまで続きますけれども、この(1)のところでは何か意見はございますでしょうか。ざっと見ていただいて、先ほどのように書きぶりというレベルでも結構でございます。

特にないですか。それでは、いつでもバックしますので、次に行きますね。240行目、「(2)飼養等許可の現状と課題」というところでは、これが次のページの275行目まで続きます。この辺りはいかがでしょう。これは五箇委員の御意見を反映したところでもあるのですが、特に御意見はないですか。五箇委員、お願いします。

【五箇委員】 これも細かいことですが、268行目です。その前段で「セイヨウオオマルハナバチの利用数には減少の兆しが見られている。」ここで「北海道においては」と北海道の話が急に入ってきているので、北海道の前に「ただし」あるいは「一方、北海道においては」というようなつながり方をしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

【石井座長】 268行目の「北海道」の初めに、「一方」などを入れると。

【五箇委員】 はい。

【石井座長】 分かりました。ほかの御意見はございますでしょうか。

では、今の部分、水崎補佐、いかがですか。

【環境省（水崎）】 ありがとうございます。そのように修正できればと思います。

【石井座長】 田中委員、挙手されましたね。お願いします。

【田中委員】 飼育のところで、252行目、253行目で、飼育許可に関して許可件数が増えて事務処理量も大変になっているというのは事実としていいんですけども、こういうことが今回の提言にどういうふうに関連しているのかというところについて御説明してもらえればと思います。

【石井座長】 特に修文とかではなく、ここの部分の趣旨ですね。

【田中委員】 趣旨です。

【石井座長】 それでは、このあたり、水崎補佐、いかがでしょう。

【環境省（水崎）】 田中委員、御指摘ありがとうございます。「講ずべき必要な措置」との対応関係を御説明させていただきます。22ページ目の599行目を見ていただけますでしょうか。599行目で「膨大な飼養等許可の手續きについて、～～～合理化・効率化を進める必要がある」と書かせていただいております。非常に行政的なところではあるのですが、限られた体制の中で有効な対策を打っていくために、ある意味根本的な重要な部分ということで、こちらに対応した主体として、先ほど御指摘のあった12ページの252行目、253行目の記載をさせていただきます。

【石井座長】 田中委員、よろしいでしょうか。

【田中委員】 分かりました。それで、文章の問題ということではなくて、アメリカザリガニについて、特定外来種に指定するということがマスコミ等で報道されていて、それがいろいろな反響が起こっているのですけれども、これは正しくないですよ。マスコミ報道が間違っている？

【石井座長】 このあたり、水崎補佐、いかがでしょう。

【環境省（水崎）】 御心配をおかけして申し訳ございません。御指摘のとおり、アメリカザリガニとかアカミミガメを今の特定外来生物にそのまま指定するということは考えてございません。その点は報道が誤りだということになります。後ほど出てきますが、先ほども簡単に触れさせていただきましたけれども、アカミミガメ、アメリカザリガニに関して書いてありますのは、21ページ目の584行目のところでございます。今の特定外来生物にまさに指定をすると飼育規制がかかって大量の飼育個体の遺棄、野外への放出が懸念されるということで、そうした弊害が生じないような形での規制の枠組みの検討とか対策

が必要であるということ、こちらの提言では書かせていただいているところがございます。

【環境省（大林）】 補足いたします。実際、そういう報道があって、その後、追加取材がありましたので、そういう事実はないということなどを伝えているとともに、ホームページ等でも今説明しているところがございます。

【石井座長】 田中委員、いかがでしょうか。

【田中委員】 アメリカザリガニについては、生態系や生物多様性への影響ということで規制の対象になるという方向は正しいと思うのですが、今回のような法律の改定のところで、その趣旨が正しく伝わっていないことが、今回のアメリカザリガニに関するいろいろな規制に対する反対意見が出てくる原因になっていると思うので、その辺の説明を、特にマスコミが間違っただけで報道してしまうということが起こらないように、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

【石井座長】 よろしいでしょうか。環境省のほうはよろしいですか。

【環境省（水崎）】 そのように我々は最大限できることをしていきたいと思っております。そうした思いもあって、実は今回、参考資料の最後のイラストをつけさせていただきましたけれども、引き続き、なぜ規制が必要なのかというところをしっかりと取り上げていただけるような発信をしていければと考えております。

【田中委員】 もう一つ、イラストもちらっと見せていただいたのですが、このイラストの中で、これからどういうふうアメリカザリガニについて扱ったらいいのかというところも加えていただけたらと思います。ザリガニを捕るのはいいことなのか、いけないことなのかとか、そういうことを教育現場や各家庭でいろいろ疑問が生じると思っておりますので、ザリガニ釣りをやるのはいいんだけど、その場合はこうしてくださいということが分かるようなイラスト、説明等があるといいと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。中井委員、挙手されていますね。お願いします。

【中井委員】 今、252行目、253行目をもう一度見直してみたいのですが、通して読んでみるとおかしいと思うのが、まず251行目から252行目にかけて、「増加傾向はしばらく継続すると考えられ」という、ここは将来予測ですね。その後で、253行目「業務量が増大しており、～～～業務を圧迫している」と現在のことを書いています。そうじゃなくて、将来予測でそのまま続けるのだったら、後半の253行目も「業務量のさらなる増大が予測され、さらに業務が圧迫されると考えられる」という未来の形で受けたほうが、読ん



でいて違和感がないと思いますので、これも御検討ください。

【石井座長】 ニュアンスのところですね。では、環境省、いかがですか。

【環境省（水崎）】 どちらかに合わせるような修正をさせていただければと思います。少し中身は確認させていただけたらと思います。

【石井座長】 今日で最後にしたいので、修文案が後でできましたらお知らせいただければと思います。

【環境省（水崎）】 分かりました。

【石井座長】 あとはよろしいでしょうか。

【中井委員】 結構です。

【石井座長】 では、次に進ませていただいてよろしいですか。次の13ページの(3)です。ここは小見出し自身を変えていますけれども、「水際における意図的及び非意図的な導入対策の現状と課題」が、次のページを越えて15ページの341行目まで続いております。では、(3)の部分で御意見等あったら伺いたいと思います。いかがでしょうか。秋田委員、お願いします。

【秋田委員】 14ページの313行目から320行目にかけての文章ですが、非常に長くて分かりにくいところがありますので、316行目の「法的根拠は明確に整理されていない。」で、一旦切られて、「このため、確認された際には」という形で続けられたらどうかと思います。

以上です。

【石井座長】 ありがとうございます。長過ぎるところですね。水崎補佐、いかがでしょう。

【環境省（水崎）】 ありがとうございます。そのようにさせていただければと思います。

【石井座長】 特に問題なさそうですね。ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがですか。この部分はよろしいでしょうか。

それでは、後でバックしますので、次に進んでいきますね。343行目、(4)です。ここも小見出しを変えていますけれども、「国内に定着している特定外来生物の防除対策の現状と課題」ということです。これが343から次のページを越えまして17ページの433行目まで続いております。この部分で御意見等あったらお願いいたします。

(4)は特によろしいでしょうか。

それでは、(5)へ行きます。17ページ、435行目から始まります「特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題」ということで、これは19ページの497行目まで続いております。この部分で御意見があったらお願いいたします。

特にないでしょうか。

では、前に進みます。499行目、「(6)各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題」ということで、これは20ページの548行目まで続いております。この部分はいかがでしょう。

特にこの部分もないでしょうか。

そうしましたら、20ページの一番下、550行目からですけれども、「調査研究」は次のページの570行目まで続いております。この部分はいかがでしょう。

よろしいですか。2.の部分はここで終わりですけれども、1、2を通して特にないですか。言い忘れたことはないですか。

なければ3.のところにまいります。21ページ、572行目です。「3. 外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」「(1)特定外来生物等の効果的な選定」ということで、これが573行目から始まって、次のページ、596行目まで続いております。では、この部分、お気づきの点があったらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、598行目、「飼養等許可の適切な執行管理」ということで、これは短いですが、604行目まで続いています。この部分はいかがでしょう。

ここの部分、大丈夫ですか。

では、続けますね。(3)です。606行目、「水際における意図的及び非意図的な導入対策の推進」は22ページの622行目までです。この部分、いかがでしょうか。

特に御意見ないでしょうか。

では、次に進みます。23ページ、624行目、「国内に定着している特定外来生物の防除対策の推進」というタイトルで、これがこのページの644行目まで続いております。この部分はいかがでしょう。

ここもよろしいですか。

では、なければ646行目から始まる「(5)特定外来生物以外の外来種対策の推進」ということで、これが次の24ページの666行目まで続いております。この部分はいかがでしょう。

特にないですかね。

そうでしたら(6)です。668行目、「各主体の協力と参画、普及啓発の推進」ということで、これがこのページの691行目まで続いています。この部分はいかがでしょう。

特にないでしょうか。

では、さらに進みます。693行目、「(7)調査研究の推進」、これが25ページの703行目まで続いております。ここで終わりですけれども、この部分はいかがでしょう。

特にないでしょうか。これで一応本文を流してみましたけれども、どこかバックしても結構ですので、御意見を賜ればと思います。磯崎委員、挙手されていますね。まず磯崎委員、お願いします。

**【磯崎委員】** ちょっと戻って577行目と578行目です。この2行で、実はほとんど同じことが言われている。577行目で「規制と防除が実施されるよう」と言っていて、ちゃんと実施されるように、「より実効的に行うことができるようにする」なので、何々のためにということと、目的となる何々するがほとんど同じことを言っているように思われます。ですから、578行目はもう少し具体的に何をするのかにしないと、分かりにくいと思います。

**【石井座長】** なるほど。同義反復をしているだけということですか。では、環境省のほうで、検討しておいてください。578行目のほうを、むしろ具体的に。ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

では、早川委員、お願いいたします。

**【早川委員】** 573行目の「(1)特定外来生物等の効果的な選定」とあるんですけれども、ずっと前段も、あるいはこの本文の中でも「指定」という言葉で統一されているので、ここだけ「選定」というのはちょっと違和感があります。「指定」にすべきと思います。先ほど言おうと思ったのですけれども、言い忘れたので、今発言しました。

以上です。

**【石井座長】** この「選定」は「指定」ではないかということですね。後で環境省の御意見を伺いますので、先に行きますね。田中委員、いかがでしょう。

**【田中委員】** 3番の「今後講ずべき必要な措置」のところ、全般に関係するのですけれども、具体的な種名が出ていないとイメージが湧かないんですよ。一部にはオオクチバスとかノネコとか出ていますけれども、できる範囲でいいのですけれども、具体的な種名を入れていただけたらと思います。先ほどのアメリカザリガニの関係するところは、1

つは、584行目から589行目のところ、すなわち「我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、飼育等を規制することによって、大量に遺棄されたり」云々というところも、具体的にどういう種類を想定しているのか、括弧で例を挙げておいてもらえると分かりやすいのではないかと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。585行目の「大量に遺棄されたり」の辺りに、例えばアメリカザリガニという御意見でしょうかね。そのほかの部分も含めてですね。

【田中委員】 そうです。

【石井座長】 ありがとうございます。中井委員、お願いします。

【中井委員】 214行目から216行目ですが、よく例に挙がるツヤオオズアリですけれども、「国内の一部地域では定着しており、様々な経済活動に伴って非意図的な運搬が恒常的に発生すること」が理由になって分布が広がっている状況は、もう既に特定外来生物の中でも、例えばセアカゴケグモなんか、まさにそうなんですよね。でも、特定外来に一応指定されたものでも、実は非意図的な分布拡大がどんどん今でも起こっているんです。それは、じゃあ（この状況を仕方のないものと黙認して指定するか、指定されたものもこの状況に鑑みて指定を外すか）どっちにするんだという話になってくるんですけれども、非意図的な拡大がもう止まらないから指定をやめるというふうには、きっとならないと思うんです。できるだけ注意してやっていきましょうというふうになると思うんですけれども、そういうと、やはりツヤオオズアリの例示はちょっと違うのかな。このことを理由にして、ツヤオオズアリが指定しにくいというのは、現場のためらいとして、もちろん分からなくもないんですけれども、実際に指定されているものと比べていくと、このことを理由として例示するのはちょっと違和感があるので、なるほど対応が難しいんだなということが、何かもう少し分かるような説明が追加できるようであれば考えていただきたいと思っています。

【石井座長】 中井委員の趣旨は、ツヤオオズアリは生かしたままでというイメージですかね。

【中井委員】 そうですね。私は逆に指定してしまっていていいと思うのに、なかなか指定にいかない理由がちょっと分かりにくいんです。要は、努力義務でできる限り活動を注意してもらおうという形で、実際、指定した後の運用の中で動いているのが、それこそセアカゴケグモで、物流に乗っておそらく定着はできない北海道まで行ってしまうわけです。そういうのもあるわけです。それでも、特定外来生物の指定は、一定の注意喚起

なり積極的な移動が妨げられるという点では効果があると思います。そのように考えると、ツヤオオズアリも指定してしまえばどうか、ということになってしまうのかもしれませんが。すでに指定されている特定外来生物の状況と横並びで見ていると少し気になる存在なので、今頃申し訳ないのですけれども、もし検討いただけるようでしたら、よろしくお願い致します。

【石井座長】 分かりました。これに関係してでしょうか。五箇委員、お願いします。

【五箇委員】 これは特定外来生物の第二次指定ぐらいのときに俎上に上がった種だと思うのですが、実はこの時点では、このツヤオオズアリが本当に外来なのかどうかというところとか、科学的知見が不足しているということから、候補から一旦外して今後の知見を蓄えるという形で流したというのが実情です。実際問題、確かに具体的に挙げれば、沖縄県などでは相当広く定着してしまっているということと、具体的な被害が見えないということ、実際、普通種となってしまうものを特定外来に指定してしまうと、県内における公共事業等が恐らく相当混乱してしまう可能性があり、やっぱりそれも指定には慎重にならざるを得ないところがある。ただ、御指摘のとおり文言にしてしまうと、セアカゴケグモとかアライグマも含めてじゃんじゃん定着して、ある意味、手の打ちようがないところまで行ってしまっているものが脇にありながら、ツヤオオズアリがこうですとってここで説明してしまうことには、見る人が見てしまうとちょっと違和感を感じてしまうのは避けようがないところは確かにあります。なので、この部分はどうしたらいいかを考えなければいけないかなとは思っています。当時の検討会に出ていた者としての意見になります。

以上です。

【石井座長】 私もそこで座長を務めておりましたので、経緯のご説明ありがとうございます。この部分は解決策が今出てこないのですけれども、中井委員、五箇委員、環境省も含めて、何かいい案があったら考えておいていただけないでしょうか。

【五箇委員】 ほかにもこれに類似した状況のものはいろいろあってということもあるので、多分ツヤオオズアリと言ってしまうのは避けたほうがいいのかないかなという気がちょっとしなくてもない。ただ、ツヤオオズアリに関しては、多分科学的な見地に立てば、今後これをどうするかを真剣に議論する必要がある。今、中井さんが言ったように特定に指定することも含めていろいろ考えないといけないというのも、結局今、小笠原も含めてこういったものが侵入しつつあるということが非常に大きな問題になっている状況の中で、生物

多様性影響は既に顕在化している。もう時代も変わってきていて、そういった意味では、科学的知見という部分も積み重なってきている状況の中においては、ツヤオオズアリという部分をここにこういった形で出すということについては、本来は考えておかなければいけないことかなと思います。これも今さらながらの後出しジャンケンみたいになって申し訳ないのですが、中井さんの御指摘をいただいて、それはちょっと議論が必要かなと思っています。

以上です。

【中井委員】 ちょっと確認させていただきたいんですけども、ツヤオオズアリは沖縄島とかではかなり普通に定着していて悪影響もないような状態だけれども、小笠原とかに入るとかなり侵略性が高くなるのが予測されるので未然に防ぎたい、あるいはできるだけ侵入を防ぎたいという状況だという理解でよろしいですね。

【五箇委員】 小笠原は今、分布が非常に広がりつつあり、実際、防除も始めているところではある。小笠原のような海洋島におきましては、こういったツヤオオズアリに関しては、ほかのハワイ諸島も含めて既に侵略的であるという事例は報告されていますので、そういった意味で小笠原は非常に要警戒エリアということになります。

【中井委員】 となると、ツヤオオズアリに限らず、沖縄島に在来のもを含めてかなりのアリが小笠原に入ると危ないというような理解でもいいのでしょうか。あるいはツヤオオズアリは外来のもので、実際の定着が目覚ましくて、外来種として非常によろしくないということですか。

【五箇委員】 おっしゃるとおりで、小笠原の場合は、ある意味、どんな種が入ってもまずいというのは間違いありません。ただ、現実には既に入ってしまったというところは、リザーバーとして沖縄県があるのは現実なので、逆に今度は小笠原を經由して本土にも入りつつあるのではないかとということも懸念されている。実際、東京港で発見事例もありますので、そうなってくると大分話は変わってくるようになります。

【中井委員】 分かりました。ありがとうございます。

【石井座長】 今の部分の御議論ありがとうございます。ほかの委員で、この部分とほかの部分も含めてご意見はありますか。

【環境省（水崎）】 環境省です。よろしいでしょうか。まず、ツヤオオズアリについては、御指摘の点を踏まえて、今後ちゃんと検討や整理は進めたいと思いますけれども、今時点で各種いろいろ御懸念もあるということなので、一旦提言からは関連のところを削除

させていただいてもいいのかなとは思ったのですが、いかがでしょうか。

【石井座長】 その場合、どこからどこまで消しますか。

【環境省（水崎）】 具体的には、まずは11ページ目の214行目、「大量に飼育されていることや、」から216行目の「恒常的に発生すること」までを削除させていただいて、もう1点は、21ページの585行目について、「大量に遺棄される等の深刻な弊害が想定される」とすることでどうかと思います。

【石井座長】 分かりました。ツヤオオズアリに関わる部分を削除ということにして、ほかの部分置いておく。中井委員、五箇委員、今の修文でいかがでしょう。

【五箇委員】 ツヤオオズアリが取りあえず見えなくなるといいのかなと思います。今ぱっと思いついた修文ですので、改めてきちんともう1回整理させていただいて、最後のときにもう1回聞かせていただければと思います。

【石井座長】 とにかく今日議論を閉じるのが一番美しいので、五箇委員も中井委員も、ここの部分をよく見ておいていただいて、今のような修文でどうか、後でもう1回御意見を伺うかもしれません。

水崎補佐、磯崎委員、早川委員、田中委員からも御意見を伺っていますが、このあたりはいかがでしょう。

【環境省（水崎）】 早川委員の「選定」を「指定」というところは直させていただければと思います。

また、田中委員からの具体的な種名をというところで、すべての箇所に書くのは難しいんですけども、御指摘のあった584行目については、584行目の冒頭に、「例えばアカミミガメやアメリカザリガニのように我が国の生態系等に大きな影響を及ぼしている」と書かせていただくことでどうかと考えております。

【石井座長】 田中委員、ほかにも入れるかもしれないですけども、取りあえずということですが、こういう感じでアカミミガメとアメリカザリガニを584行目のところに入れるということ、いかがでしょう。

【田中委員】 そう書いていただけることで趣旨が明瞭になってよいと思います。

【石井座長】 ありがとうございます。

磯崎委員の御指摘の部分は、水崎補佐、いかがでしょう。ここはちょっと難しいところなんですけれども、同義反復になっているのではと。

【中井委員】 ちょっとよろしいですか。577から578行目ですけども、「規制と防除が

実施されるよう、実効性を高めていく必要がある」とかでは駄目ですか。

【石井座長】 実効性を高めて。

【中井委員】 「実効的に行う」というのを言い換えているわけですがけれども、「規制を」というのがダブらないように規制と防除の実効性を高める。何を指しているか具体的には分かりにくいかもしれませんが。

【石井座長】 磯崎委員、いかがですか。具体的にと言われていたような気もするのですが。

【磯崎委員】 既に「適切な」というところで、それをちゃんとするという意味が入っているような気がします。そうすると、適切に行われるために何をするかというのが出たほうが分かりやすいのですが、中井さんの指摘の、これがちゃんと実効的に行われるようには、やはり何となく同じことが繰り返されている気はします。

【石井座長】 要は何をするか具体的に例示してほしいということですね。

【磯崎委員】 はい。特に「講ずべき必要な措置」ということなので、何々のようにというよりは、このような措置というのが出ると分かりやすいかなと思った次第です。

【環境省（水崎）】 少し前のほうからになります。576行目の後段の「こうした交雑個体・集団（個体群）を迅速かつ適切に規制できるようにする必要がある」という形ではいかがでしょうか。

【石井座長】 後ろのほうをスパッと切ってということですね。

【環境省（水崎）】 はい。

【石井座長】 磯崎委員、いかがですか。

【磯崎委員】 その形だとダブった感じはなくなりますので、その点ではいいと思います。

【石井座長】 では、取りあえずそこで収めていただいて。

ほかの委員の皆さん、大体これで全体を見たと思うのですが、ツヤオオズアリのところがもう少し残ってはいるのですが、先ほどの修文でどうかというところですね。中井委員、挙手されていますか。お願いします。

【中井委員】 あともう1点、277行目の(3)ですがけれども、今回、「意図的及び非意図的な導入対策」という形で直していただいているわけですがけれども、実際この中身は意図的導入に関する部分が第2段落の6行だけで、あとはずっと非意図的なものへの対応になっているので、意図的と非意図的という形で列記している割にはバランスが悪い。実際に



は、水際対策は意図的に導入される、非意図的に導入されるのどちらかになるので、この部分は「意図的及び非意図的な」というのはなくてもいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【石井座長】 「水際における導入対策の現状と課題」ですか。

【中井委員】 はい。

【石井座長】 水崎補佐、いかがでしょう。

【環境省（水崎）】 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、今回大きな課題となっているのはヒアリなどの非意図的な導入対策ではありますので、ほぼ非意図的なことの課題を書いているということではあります。ただ、やっぱり2つがあって、この非意図的という言葉もタイトルに残させていただいたほうが説明はしやすいかなというのが正直なところではございます。

【中井委員】 分かりました。別にそんなに強いこだわりはないのですけれども、確かに両方書かれているので、では、このままで結構です。すみません。

【石井座長】 私の個人的な意見も、やっぱり「非意図的な導入」が今回は結構大きな課題かなと思っています。またいい案があったら御発言いただければと思いますけれども、取りあえず生かしたままでいきます。

【環境省（大林）】 今13ページまで戻ったので、12ページの先ほどの宿題のところについてよろしいでしょうか。実際には252行目から修文をしたいのですけれども、その前から読ませていただきます。「また、近年、ガー科や外来ザリガニ類等、ペットとして広く飼養されている種が特定外来生物に指定されて申請件数が増加しているが、～～3年又は5年おきに再度許可を受ける必要があることから増加傾向はしばらく継続すると考えられる。」で一旦切ります。「現状、特定外来生物全体についての許可に係る環境省等の業務量が増大しており、防除などその他の業務を圧迫しているが、将来的にもその状況は続くと考えられる。」でいかがでしょう。

【石井座長】 では、よろしいですか。ほかの部分はいかがでしょう。

それでは、一通り資料1と資料2を見たのですが、少し時間が余っているので、もう1回全体を通して言い残したことがあったらお願いいたします。

特によろしいですか。今日は大幅に早く終われそうですが。ほかはよろしいですね。

そうしましたら、議事(2)にその他が用意されていますけれども、委員の皆さん、いかがでしょう、何かございますでしょうか。早川委員、挙手されていますでしょうか。お願

いします。

【早川委員】 その他ということで、私は参考資料についてコメントしたいと思っております。1つ目は、先ほど出てきた参考資料のアメリカザリガニのイラストです。先ほど別の委員からお話がありましたけれども、これを読んで一般国民にどうしてほしいのかというメッセージが伝わらないんですよ。アメリカザリガニは、野外で放さないでくれというメッセージとして、一番最後のページの一番下の欄に小さな字で書いてありますが、もしそういうことであれば、もう少しそこを強調するとか、先ほどの委員の方のお話もありましたけれども、国民に対して何をしてほしいかというメッセージをもう少し強くしないと、この資料がなかなか伝わらないというのが1点です。

もう1点、参考資料6です。徳島県の取組を私から申し上げまして、こういう形で資料にして提出いただきまして、ありがとうございました。あわせて、類似の取組がたまたまSNS等であったので御参考までに報告します。7月2日金曜日、日本テレビ系のニュースで流れたものをSNSで見たのですが、埼玉県行田市もクビアカツヤカミキリに対して、いわゆる買上げといいますか懸賞制度を設けている。殺処分したものを行田市役所の環境課に持ち込んだ場合には、10頭について500円の商品券を交付する。徳島県と比べると10分の1の単価でちょっと安上がりなんですけれども、そういうものがありました。

それとあわせて、同じ番組の中で、東京都板橋区が浮間公園で昨年から実施しているブルーギル対策も紹介されておりました。これは園内の浮間ヶ池に回収ボックスを設置して、釣り人がブルーギルを釣った場合はリリースせずに回収ボックスに入れてもらう。そして、その回収したブルーギルを廃棄処分しないで堆肥にして園内の花壇に肥料としてまく。そういう活用をすることによって、大切な命を資源として考えて循環させていくという理念の基にこのプロジェクトを実施しているという区役所の方のお話もありました。非常に素晴らしい取組と思っております。

こういうふうに私が言うのも僭越ですけれども、いろいろな自治体はいろいろな知恵を出してコストパフォーマンスのよいいろいろな対策を実施していると思われまので、今後、特定外来生物についても、またその指定にあたって、このような情報を幅広く収集して、環境省のほうで公表とか発信する等によって効果的・効率的な対策を進めていっていただきたいと思っております。

以上、情報提供として御紹介させていただきました。

【石井座長】 ありがとうございます。徳島県、それから行田市、板橋区の情報提供をいただきました。前半のところは参考資料末尾のイラストについてですけれども、ちょっとメッセージが弱いのではないかとこのところですが、そもそも環境省、これはどういう経緯のイラストで、何に使うものなんでしょうか。

【五箇委員】 石井先生、ちょっといいですか。このウラケン・ボルボックスさんのイラストは、手前みそですけれども、私のほうからお願いして描いてもらっているところで、環境省経由で委託で出してもらったものです。これは企画としては続きがあったはずで、環境省のアメリカザリガニのホームページで、「どんな生き物？」「何が問題なの？」「なぜそこら中に？」「どうつきあえば良い？」「私たちとの関わりは？」「減らすことできるの？」というページがあって、この「なぜそこら中にまで？」までイラストができていて、それ以下の「どうつきあえば良い？」以下は、お金が足りなかったのかどうか知らないのですけれども、できていないんですね。そういった中で、この「どうつきあえば良い？」というページの中にははっきりと、「逃がすのはダメ！ゼツタイ！」というメッセージは書かれてあります。なので、このチラシ自体はホームページに添付されているものであって、今後これの続きでも作っていただければ、それでよろしいのではないかと思います。本当はちゃんと続きが環境省のホームページには書かれてありますので、補足として私のほうからのコメントとなります。

【石井座長】 ありがとうございます。まだ続くということですね。

【中井委員】 今、抽出された課題について提言をずっと見ていたのですけれども、あと気になっているのが(4)の「特定外来生物の防除対策の推進」の部分で、前のときに私が指摘したことでもあるのですが、課題として397行目から401行目までのバスの話です。やはり意図的な放流がいまだに続いていて、違法行為が続いているという部分は、ほかの特定外来と比べて、それこそさっきから意図的・非意図的という中で、意図的に放つことは相当悪質だと思いますけれども、そのようなことが具体的に指摘されているにもかかわらず、提言の中でどうすべきかという中に一言も触れていないのは、1行でいいから何か触れてもらったほうがいいと思います。今頃申し訳ないのですけれども、いかがでしょうか。

【石井座長】 例えば具体的に、どんな文言を入れたらいいでしょう。

【中井委員】 1つは、こういう違法行為が行われてしまうのは、それが違法と気づかれていないというのもあると思います。外来生物法ができたときにオオクチバスが特定外来

に指定されて、これはヤバイよとニュースにもなって皆が知っているような状態になってから15年以上たっているわけですから、世代も変わって若い人たちは知らなかったりするかもしれないということで、やはり普及啓発が重要であるとか、マスコミとかテレビ番組等での取扱いに注意するとかいろいろあると思うのですけれども、少なくとも知らしめることからまず始めることがかなり重要だと思います。外来生物法で禁止されている行為が意図的に続いていることについて対策を取る必要があって、その1つが普及啓発であり、取締りの強化は実際に難しい。現実的ではないと思いますので、やはり少なくとも課題として何かやらなければいけないというのは挙げなければいけなくて、取りあえず、まず最低限必要なことは普及啓発だと思います。そのあたりで頭出しでもしておいていただけたらいいのかなと思いますけれども、何か一言、1行欲しいと思います。

【石井座長】 この文の中に挟む形でもいいですかね。

【中井委員】 23ページにずっと○印があるので、1つ○を追加するような形になるのか、どこかに織り込ませるのか。

【石井座長】 分かりました。環境省はいかがでしょうか。

【環境省（大林）】 中井委員に5回目まとめるに当たって御提案いただいた内容だと思っております。普及啓発の部分が24ページの(6)番、具体的には677行目に、今回、「特定外来生物指定の趣旨、外来生物法の遵守について」というところを加えさせていただいたので、実質的に今の発言を受けまして修正させていただきました。これから実際に普及啓発していきたいと思っております。

【石井座長】 中井委員、今のよろしいですか。

【中井委員】 分かりました。実際、(6)番がまさに普及啓発としての頭出しでもあるので、2つ目のところに今後の遵守まで書いていただいているので、そういう意味では、逆に法が遵守されない状況にあるということが暗に含まれているのかなということでもありますので、こちらのほうで含めていただいているということで理解しました。ありがとうございます。

【石井座長】 分かりました。ほかは委員の皆さん、いかがでしょうか。

ないようでしたら、少し早いのですけれども、今日はこれで閉められるかなというところですが、事務局のほうから何かございますか。

【環境省（大林）】 すみません。細かいことですが、23ページの652行目、こちらの直しているところで恐縮ですが、「ノネコ等の種」と書いてあるのですけれど

も、ノネコは種ではないので、「の種」は取って「ノネコ等について、十分な対策が実施されていない種や地域を精査し」とさせていただければと思っております。

【石井座長】 分かりました。「の種」という2文字を取るということですね。委員の皆さん、よろしいですね。確かにそれはそのとおりです。

五箇委員、お願いいたします。

【五箇委員】 ツヤオオズアリの件は、結局、環境省の削除案で皆さんよろしいということでしょうか。

【石井座長】 今のところその流れなんですけれど。

【五箇委員】 そうですかね。ちょっと流した感じになってしまっていますけれども。

【石井座長】 どうですか？ 今日決着したいんですけれど。ツヤオオズアリを消して、あのまま生かしていくという手もあるかとも思うんですけれども、そうすると何のことを言っているか分からなくなる。

【五箇委員】 そうですね。ツヤオオズアリに関しては、どのみち、今後やっぱり議論とか研究も進んでいますし、またいろいろ検討する必要があると思うので、今後のあり方という部分で、これを出すのは外したほうがいだろうというのは外来昆虫のほうからの意見となります。

【石井座長】 そうですね。ほかの委員の皆さん、このツヤオオズアリのところですが、214行目のところですね。もう1か所あるのですけれども、その部分で、今の環境省案としてはスパッと抜いてしまう。大量に飼育されていることについてだけ記載するという形になります。特によいですか。では、それで決めさせていただいてよろしいでしょうか。環境省、もう一度確認をお願いします。

【環境省（水崎）】 何度も申し訳ありません。誤字レベルで大変恐縮ですけれども、20ページの539行目のところで、「自身のイメージへの影響を懸念」というところを「自身のイメージへの影響の懸念」と「影響」の後の「を」を「の」に変える。すみません。このレベルのものがもし見つかったら、修正させていただけたらと思います。申し訳ございません。

【石井座長】 言っている内容については変わらないけれども、「てにをは」が変わるレベルについては座長のほうで預らせていただきたいと思いますけれども、皆さん、それでよろしいですね。確認を取らせていただきたいと思います。

ツヤオオズアリだけがちょっと大きかったものですから、ここを確認して、特になけれ

ば終えたいと思います。

水崎補佐、ごめんなさい。もう1回、ツヤオオズアリのところ、214行目のところ、先ほどのを繰り返していただけますか。

【環境省（水崎）】 2か所ですけれども、まず1か所目、11ページ目の214行目、こちらは単純削除になりますけれども、「大量に飼育されていること」の後、「や、」から216行目の「発生すること」までを削除してはどうかということでございます。続けて直した文章を読み上げますと、「大量に飼育されていること等から」という形でどうかというのが11ページ目でございます。

もう1点は21ページ目でございます、こちらは585行目、一番下のところですが、「大量に遺棄されたり」のところを「大量に遺棄される等の深刻な弊害」と、586行目の後半の「等の深刻な弊害」に続けてしまってはどうかという修正案でございます。

【石井座長】 ということで、弊害が2つ目立つようになってしまう感じもしますけれども、五箇委員、こんな感じで。

【五箇委員】 私のほうは結構です。ほかの委員の皆さんの異論がなければよろしいかと思えます。

【石井座長】 では、このところはこのような形で。あと、少し日本語直しについては座長に預らせていただくということで、よろしいでしょうか。

ほかはいいですか。

ないようでしたら、事務局は何かございますか。

【環境省（水崎）】 ありがとうございます。事務局からは特段ございません。

【石井座長】 ありがとうございます。そうしましたら、今回を含めまして1月から5回の検討会を開催してまいりました。短期間に大変内容の濃い検討をしていただいたということで、委員の皆さんには円滑な議事の進行に御協力いただいて、座長としても感謝している次第でございます。特になければ、事務局に進行をお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【環境省（大林）】 石井先生、よろしいでしょうか。そうすると、概要のほうを少し修正しないといけないところがございます。

【石井座長】 なるほど。確かにそうですね。具体的にお願いします。

【環境省（大林）】 具体的に言うと(1)の3つ目、「大量遺棄や非意図的運搬規制による弊害を軽減した規制の仕組み」と書いてあるのですけれども、今回、そういうことでの

で、「大量遺棄による弊害を軽減した規制の仕組みの構築」ということで、「や」から「非意図的運搬規制」までを消すということできたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【石井座長】 分かりました。委員の皆さん、そうなるわけですけれども、よろしいでしょうか。

では、ご了解いただいたということにさせていただきたいと思います。

では、以上でよろしいですね。事務局にお返しします。

【事務局】 石井座長、ありがとうございました。それでは、最後に奥田局長より御挨拶がございます。奥田局長、お願いいたします。

【環境省（奥田）】 本日も長い間の御議論、ありがとうございました。私は最初から聞くことができずに大変失礼いたしましたけれども、最後の部分を聞いただけでも、非常に熱心な議論が行われたことをありがたく思っている次第でございます。

これまで5回にわたる検討会で精力的な議論を行っていただきました。その中で特定外来生物の非意図的な侵入の未然防止、もしくは特定外来生物以外の外来種への対応など幅広い御指摘をいただいたと承知しております。座長の石井先生をはじめ、委員の先生の皆様方には本当に熱心な御議論をいただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今回取りまとめていただいた貴重な提言ですけれども、これを基に今後、中央環境審議会に議論の場を移して、それぞれの提言の具体化を図っていきたくと考えております。

折しも今年G7、G20において生物多様性が大きな注目を集めました。また、さらに生物多様性条約COP15が10月に開催が予定されておりますけれども、そこでは次期国際枠組が議論される重要な年になっております。この議論そのものが来年に延びる可能性もあるわけですけれども、その次期国際枠組（ポスト2020）ターゲットが採択された暁には、次の生物多様性国家戦略の改定も控えているところでございます。

このようなタイミングでこうした貴重な提言をいただいたことは非常にありがたいことではございまして、国内外での交渉及び国内での政策実現に最大限生かしていきたいと考えております。

また、折しも足元に目を向ければ、ヒアリの定着も対策が待ったなしの状況であったり、その他の特定外来生物、それ以外の外来生物に関しても危機的な状況を迎えている場所が多くあると私も承知しております。そういう意味で、今回の提言は、我々の政策、具体的な対策が前進する一つのマイルストーンになるものと考えておりますので、これがゴ

ールではなくて、これからが新たな第一歩を踏み出すものとして、御議論いただいた先生方皆さんにおかれては、今後も引き続き御指導、御鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。最後の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

**【事務局】** ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第5回外来生物対策のあり方検討会を閉会いたします。5回にわたって御議論いただき、どうもありがとうございました。

以上